

(新)

交野市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準表(案)

Table with columns for 'Parents' status (居宅外労働, 居宅内労働, 妊娠出産, 疾病・障がい, 看護介護, 災害, 求職, 就学, 特例, 調整) and 'Criteria' (基準). Rows list various conditions and their corresponding scores.

上記の表に基づき父母のそれぞれの基準のうち低い方を選考点数とし、選考点数の高いものから優先する。

(※1) 就学している時間が、1「居宅外労働」の時間区分に準じた基準点とする。

上記の表により同点の場合は下表により決定する。

Table titled '同点の場合の優先順位' (Priority order in case of same points) with 4 rows: 1. 祖父母と別居(交野市外)の世帯, 2. 祖父母と別居(交野市内)の世帯, 3. 当該保育所の希望順位が高いもの, 4. 申込順.

備考

※ 育児休業終了で申込みをしていて、希望日に入所できない場合は継続して調整点を加算する。

(旧)

資料4

交野市保育所入所選考基準表

Table with columns for 'Parents' status (居宅外労働, 居宅内労働, 出産, 疾病・障害, 看護・介護, 災害, その他, 調整) and 'Criteria' (基準). Rows list various conditions and their corresponding scores.

上記の表に基づき父母のそれぞれの基準のうち低い方を点数とし、点数の高いものから優先し、同点の場合は申し込み順とする。Aの基準については最優先の入所とする。

備考

※ 看護・介護については、看護・介護を受ける親族の診断書の提出を必要とする(病名及びそれにより保育が実施できない旨を記載)。

※ 就学者は在学証明書及びカリキュラムの提出を必要とする。

※ 就労・就学予定は就労・就学開始日の属する月の入所判定から就労と取り扱う。

※ 育児休業終了で申込みをしていて、希望日に入所できない場合は、翌年度4月入所の判定まで調整点を加算する。

※ 当該年度中に65歳に満たない同居の祖父母については、いずれかの要件に該当する場合は父母の基準を適用し、いずれの要件にも該当しない場合は1点とする。

※ その他市長が必要と認める場合は関係機関と協議する。

※ 求職中または就労の基準以下で入所した場合は原則として3ヶ月を限度とする。

※ この基準は既に入所している児童の保護者にも適用し、基準に満たない場合は原則として3ヶ月を限度に改善を指導していく。

※ 広域入所で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合は「市長が必要と認める場合」として保育が継続できるよう取り扱う。